

国民健康保険

70～74歳の被保険者の被保険者証兼高齢受給者証を更新します

被保険者証兼
高齢受給者証

現在お持ちの被保険者証は、7月31日が期限となっています。6月末に新しい被保険者証を送付しましたので、8月1日以降に医療機関を受診する際には、新しい被保険者証を使用してください。

後期高齢者医療制度

被保険者証を更新します

後期高齢者医療被
保険者証

75歳以上の方、または65歳以上75歳未満でマル福をお持ちの方には、後期高齢者医療被保険者証が交付されています。

7月中旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日以降に医療機関を受診する際には、新しい被保険者証を使用してください。

70～74歳の国保加入者
後期高齢者医療被保険者
の皆さんへ

■病院の窓口で支払う一部負担金について

被保険者証兼高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証に示される自己負担割合は、前年の住民税課税所得に応じて決められ、毎年8月1日から1年間適用されます。



種別	判定基準	医療費の負担割合
国民健康保険	同じ世帯で国保に加入している70歳から74歳の被保険者のうち、住民税課税所得145万円以上の方がいる場合	3割
	年収が一定額以下(例①、②)で申請した場合 例) ①2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満 ②単身世帯で収入が383万円未満	2割
	上記以外の場合	1割
後期高齢者医療制度	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税課税所得145万円以上の方がいる場合	3割
	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税課税所得が28万円以上の方がいて、次の①と②に該当する場合 ①被保険者数が1人の場合 年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②被保険者数が2人以上の場合 年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	2割
	上記以外の場合	1割

※所得に応じて自己負担割合等が決定しますので、毎年所得の申告を行ってください。